「大阪府財政運営基本条例」に基づく公表

資料　４

１　財政リスクの点検（新規事業）

第９条　府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク（※）の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

　　　※「財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象」（第２条）

２　財政リスクの点検（既存事業）

第９条第２項　府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。なお、財政上の損失の発生が避け難いと見込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える影響を抑制するために、適当な時期において事業の実施に係る手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講ずるものとする。

３　損失補償・債務保証の点検

（損失補償等の原則禁止）

第１０条　府は、府以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該府以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

　　　※債務保証も同様の規定（第10条第3項）

　　　※既往の損失補償・債務保証についても点検・公表（附則第４項）

 　（「財政状況に関する中長期試算」は、資料３）